

**三重県立美術館「日根野作三展」図録等印刷物製作・
広報物デザイン制作業務にかかる企画提案コンペ 参加仕様書**

公 告 日
令和 5 年 2 月 1 4 日

1. 委託業務を行う目的

三重県立美術館で開催予定の「日根野作三展」を告知するためのポスター、チラシ等印刷物と展覧会内容の理解を促すための展覧会図録、及び看板・バナーのデザインを作成することを目的とします。

2. 業務内容

- (1) 業務名 三重県立美術館「日根野作三展」図録等印刷物製作・広報物デザイン制作業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和5年6月28日
- (3) 契約上限額 4,024,350円（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 業務内容 別添「仕様書」のとおり

3. 参加条件及び選定条件

下記の(1)から(5)が参加条件、(6)は選定条件です。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税並びに地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 美術館における図録及び印刷物のデザインを経験したデザイナーを起用して、過去3年間に5件以上美術館の図録を製作した実績があること。

4. 企画提案コンペ参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 上記アの添付書類
- (2) 提出期限
令和5年3月2日（木）17時
- (3) 提出方法
17の担当所属に、持参又は郵送により提出してください。
（郵送の場合は到着を確認してください。）

5. 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案コンペ参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(様式1)等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して文書により通知します。

6. 企画提案書等の提出

5. の資格審査後、承認を受けた方は下記の資料を提出してください。

(1) 企画提案書1, 2 (様式2-1、様式2-2)

(A4チラシ表案、図録・図版頁レイアウト案<B5縦、1頁分>を含む。)

※提案書の作成に際し、必要な画像・文字データを提供しますので、下記へご連絡ください。

<連絡先>三重県立美術館 学芸普及課 高曾

電話：059-227-2100

(2) 見積書(様式3)

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。) また、内訳欄(品目ごとの金額)も必ず記入してください。提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 過去3年間の図録製作実績一覧(様式4)

※デザインも含めて受託した契約を対象とし、図録名、冊数、契約の相手方、契約金額、契約時期を記載してください。

※記載内容を満たす場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙での提出をしていただいても構いません。

(4) 提出期限

令和5年3月17日(金) 17時まで

(5) 提出方法

提出の期間内に、書面(FAX、電子メール不可)で持参又は郵送により提出してください。

※窓口受付時間8:30~17:15(ただし土日、祝日を除きます。)

なお、郵送する場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便等、到着が確認できる方法で上記期間内に届くように送付してください。

7. 質問の提出及び回答

質問事項の取扱いについては下記のとおりとします。

(1) 質問の受付期間

入札公告の翌日から令和5年2月20日(月) 17時まで

(2) 質問の方法

17の担当所属に、持参またはFAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください(様式任意)。

なお、質問文書には、回答をうける担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX、電子メールアドレスを明記してください。

また、FAX、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話にて受理の確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年2月22日（水）17時までに三重県ホームページに掲載します。質問の提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページを確認してください。

8. 最優秀提案の選定

(1) 企画提案書等の審査

提出された企画提案資料等を、企画提案コンペ選定委員会において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案資料を提出した者と契約を締結します。審査基準は次のとおりです。

【事業実施体制・運営にかかる評価項目】

- ア 仕様書に基づき委託業務の趣旨、目的を理解しているか。
- イ 実施体制は現実的であるか。
- ウ スケジュールは現実的であるか。
- エ 展覧会図録及び印刷物製作の企画並びに運営能力が高く、美術館において十分な経験、実績を有しているか。
- オ 見積額の積算は妥当か。

【企画内容にかかる評価項目】

- ア 展覧会の趣旨や内容が反映された提案となっているか。
- イ 見やすく、バランスのよいレイアウト、書体となっているか。
- ウ 作品の魅力を損なわない図版の処理、配置が施されているか。
- エ 美術館や展覧会の品位を損なわず、多くの人が関心を抱く工夫があるか。
- オ ユニバーサルデザインに配慮した仕上がりとなっているか。

(2) 審査結果については、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

(3) 最優秀提案者については、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約（又はそれ以上）を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約実績証明書（様式6））を速やかに提出してください。

また、契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要となりますので、速やかに提出してください。新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、納税証明書等の提出ができない場合は申立書（別添）を提出してください。

- ・消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- ・三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

9. 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (6) 見積金額が契約上限額を超えているとき。
- (7) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書（案）のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、三重県立美術館総務課で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

13 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等という。」）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された全ての書類は返還しません。
- (3) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例により情報公開の対象となります。
- (4) 選考経過は公表しません。
- (5) 審査結果についての異議申立は受け付けません。
- (6) 成果物の著作権は三重県立美術館に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。
- (8) 当該企画提案コンペの選定の効果は、予算発効時において生じます。

17 担当所属

〒514-0007

三重県津市大谷町11番地

三重県立美術館 総務課 担当 浅生、安田

電 話 059-227-2100

F A X 059-223-0570

電子メール bijutsu@pref.mie.lg.jp